



〈初めて申請する方、継続の方も、必ずお読みください〉

研究活動支援制度の申請にあたり寄せられた質問 Q&A

申請の締切は **11月2日(木)** となっております。所属長にご確認いただいた上、男女共同参画推進室(荒牧)に提出していただきます。所属の締切にご注意ください。なお、審査にあたり、状況の聞き取りをさせていただき、必要書類を追加でご提出いただく場合もあります。 群馬大学男女共同参画推進室 TEL 027-220-7146(内線:7146) kyodo-sankaku@jimu.gunma-u.ac.jp

- 研究活動支援の申請書はどのような視点で書いたらいいのか？
→ ライフイベントと研究の両立の困難さが伝わるように、家族の支援や社会資源の利用状況を詳しく記載します。
- 研究活動支援は、何度でも継続して利用できるのか？
→ 審査の際、初めての方が優先されます。同じ要件で長期継続している場合は、配置できないこともあります。
- 科研費等別資金を得て研究をしているが、研究活動支援制度を活用できるのか？
→ 別資金の研究をする際にも、研究活動支援者は活用できますが、審査の際、考慮させていただきます。
- 外部資金や寄付金で雇用している研究補助者を、研究活動支援者として併用して雇用できるのか？
→ 別の資金で雇用されている補助者を、研究活動支援者として併用することはできません。
また、本制度としては、別の経費で雇用されている者の経費変更は想定しておりません。(要項に記載)
なお、本学の学生で奨励金等の受給により雇用制限がある方は、手続き前に各担当に再度ご確認ください。
- 男性でも研究活動支援制度を利用できるのか？
→ 配偶者が研究機関等に就労し、主たる研究者として研究をしている場合は申請できます。
研究機関に勤めている証明(在勤証明・辞令の写し等)添えて申請してください。
- 介護理由だが、介護保険の介護認定を受けていないと対象にならないのか？
→ 「介護を要すること」が条件になります。介護を要する証明として、介護認定は有効です。介護認定を予定している場合は、申請は可能です。また、入院等看護を要する証明でも申請は可能です。状況に応じ、審査をさせていただきます。
- 介護理由の要介護者とは、どのような範囲の人が対象になるのか？
→ 【同居・別居を問わない】①配偶者(内縁関係にある者を含む)、②父母、③子、④配偶者の父母、⑤祖父母、⑥孫、⑦兄弟姉妹、【同居を条件とする】⑧父母の配偶者(継父母)、⑨配偶者の父母の配偶者(配偶者の継父母)、⑩子の配偶者、⑪配偶者の子(継子)です。
- 技術補佐員や短時間の研究員、学術振興会特別研究員でも申請ができるのか？
→ 主たる研究者として本学で研究に従事している者であり、かつ、社会保険に加入していることが条件になります。
なお、非常勤教職員就業規則では、研究員は研究に従事しますが、技術補佐員は研究に従事しません。また、平成27年度後期から学術振興会特別研究員(RPD)が対象になりました。
- 研究活動支援者へ交通費は出るのか？
→ 外部雇用の方には、通勤手当が支給されますが、学生・大学院生には支給されません。(TA・RA同様)
- 学生とのつながりがなく、研究活動支援者が見つからないが、学生のあっせんをしてもらえないか？
→ 原則、あっせんは行っていませんが現在、研究活動支援者として活躍している学生の案内は可能です。学生との面接や交渉は利用者の方にさせていただきます。
- 複数の研究支援者を採用できるのか？
→ 曜日・時間を変えるなど、勤務をはっきり分ければ可能です。(同時に2名による支援は不可)
ティーチング・アシスタント(TA)及びリサーチ・アシスタント(RA)である人を研究活動支援者に採用する場合には、1週当たりの労働時間は、TAは合計して10時間以内に、RAは合計して19時間以内とし、業務及び労働時間の適正管理に留意してください。
- 学外勤務や土日、休日に研究活動支援者を利用できるのか？
→ 原則学内でのみの利用となり、土日・休日は、利用者が勤務の振り替えをした上での利用になります。
- 研究活動支援制度を利用したら、成果報告等の義務があるのか？
→ 研究活動支援制度利用者には、論文数や学会発表数、科研費の採択等の成果を報告していただきます。事業終了後に、文部科学省へ提出する事業成果報告書に成果数等を掲載いたしますので、ご協力ください。